



申3号 「通勤手当等の見直しについて」に関する申し入れ団体交渉を行う! ②

第7項 通勤経路の指定、および通勤手当の支給については、申請された経路を承認すること。特に、私鉄等や自動車を利用した経路については、実情に踏まえて承認すること。

- 通勤制度見直しは、職務乗車証を利用することが前提で設計している。私鉄等の15分ルールも変えない。
- 通勤時間のカウントは、実乗車時間が基本。新幹線に限っては、列車本数が少ないところを特に考慮した。
- 自家用車利用についても、現行の通勤手当支給や経路指定についての考え方は変わらない。
- それぞれの事情があるので、コミュニケーションを取りしっかり聞いていく。

第8項 帰省用代用証は、48往復分支給することとし、**通年利用可能とすること**。

(組合) 今制度改正で別居を選択する人が増える可能性がある。工事一時中止期間に特認工事が入ることが多い。会社の指示で一時中止期間にならざるを得ない場合などに配慮するべきだ。そもそも、利用制限期間に工事などを行わない間合い設定をすることも必要だ。

(会社) 現行の取扱いは変えない。一般のお客様も考え利用制限期間を設けている。提起としては受け止める。

第9項 別居手当の増額は、50km以上10,000円、100km以上20,000円とすること。

- 配偶者の居住地から所要時間と距離を考慮して、所要時間がより長い方が負担が大きいことから増額する。
 - 遠距離だと物を送るのにも負担が大きい、帰省に要する費用も考慮して遠い区分だけ増額する。
- (組合) 近い区分でも、別居による負担はある。片方だけでは整合性がとれない。
(会社) 会社としてどう措置するか、全体のバランスを考えて額を決定している。

第10項 都市手当の保障延長は、D級地も適用すること。その際はD級地の支給額とすること。

(組合) D級地だけ、級地保障の見直しがない。一部だけ除外するべきで無い。感情的にも受け容れがたい。D級地から無給地への異動もある中で、制度として手当すべきである。

(会社) 級地保障は最大36ヶ月まで行うことは変わらない。今回の提案は緩和措置として延長する。直近下位を保障するとしたので、D級地の下は無い。直近下位を利用するので公平感を考えた。

第11項 通勤手当を受けることによって、税や社会保険、公的補助などに影響することを、具体的に周知すること。

- 現行モニター制度利用者に対して、制度改正の内容、社会保険料等への影響の想定を説明している。各市町村等の行う公的給付までは把握しきれない。個別の相談にはしっかりと対応する。
- 負担額の想定は個々に違うので、相談に対しては可能な範囲で対応する。
- 回数券から定期券への切替や新規の新幹線通勤などに対しては、諸手当確認の際に把握していく。個別に示していくことになる。

第12項 今回の制度見直しによって、事務担当者の削減は行わないこと。

- 回数乗車券の利用実績の確認、定期乗車券の継続購入時の確認だけを通年しているわけではない。
- 事務関係の要員の関係は他の要素もある。通勤手当の改正だけで標準数の見直しとはならない。
- 標準数に関わる事であれば、関係箇所において提起する。

<交渉を終えて>

会社は「社員の成長とライフスタイルなど、整合性を考えて制度等を提起した」としています。制度の見直しによって個人負担が増える方や、単身赴任などを検討する方も出てきます。社員と家族の幸福実現が目的とされている中で、今見直しによって危惧されている点が多くあります。また、人材育成・人材確保の観点でエルダーについても議論しました。通勤箇所は、家族の状況を踏まえた生活設計をより丁寧に把握して、尊重するものとすべきです。そのため、労使で検証して必要な改善をしていくことが重要です。

実施以降については、労使間の取扱いに関する協約に則り取り扱う事を確認しました。